

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和8年6月23日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後11時26分
出席者	豊島 保夫 佐藤 健 近藤 伸二 藤川 貴雄 南谷 清司 後藤 徹	
欠席者		
オブザーバー	議長 原 一郎	
傍聴者	一般傍聴人1名 安井 智子議員 河崎 周平議員	
説明のために出席した者	花村 隆議員 川柳雅裕議員 國枝副市長 鷺野副市長 森教育長 吉村市長室長 高橋総務部長 田中企画部長 坂消防長 豊田市民部長 熊崎子育て・健幸担当部長 不破教育委員会事務局長 伊藤市長室次長 浅野危機管理課長 太田総務課長 伊藤管財課長 立松管財課長補佐 渡邊総合政策課長 西寫総合政策課主幹 小川財務課長 大杉財務課長補佐 今井田消防総務課長 北島保険年金課長 清水保険年金課主幹兼課長補佐 國井健幸担当課長 赤嶺健幸担当課長補佐 稲葉施設担当課長 中島教育政策課長 長江学校教育課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	1 付託案件の審査 ・議第57号 令和8年度羽島市一般会計補正予算（第2号） ・議第55号 羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の一部を改正する条例について ・議第56号 羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について ・議第60号 工事請負契約の締結について ・議第61号 工事請負契約の締結について ・請第1号 自衛官募集に係る「対象者情報」（個人情報）提供の中止を求める請願 2 その他	

【開会＝午前 10 時 00 分】

豊島委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に議員以外の傍聴の申出がありましたので、委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本委員会に付託されました議案については、お手元に配付したとおりです。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の前に、委員長からお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言する前に職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。最初に、「議第 57 号 令和 8 年度羽島市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

後藤徹委員

私からは、議案書 99 ページ、9 款 2 項 1 目学校管理費、小学校施設管理費の 79 万 2,000 円についてお伺いします。

詳細説明では、5 月に中学校及び義務教育学校の体育館において、バスケットゴールの点検を実施した際、複数の学校で不具合が確認されたとありましたが、発見された不具合は具体的にどのようなものだったのでしょうか。

施設担当課長

今回実施した点検による不具合については、羽島中学校の折りたたみ式バスケットゴール 4 台において、ゴールを前後に動作させるギア部の破損及び耐用年数の超過との指摘を受けました。また、中央中学校においては、バスケットゴールのリング 2 台にひび割れが確認されました。

さらに、緊急性はありませんが、そのほかの不具合としては、吊り下げバスケットゴールにおける電動巻き上げの故障及び駆動ワイヤーの錆や摩耗等が指摘されました。加えて、国の指針に基づいた落下防止ワイヤーの設置を指摘されております。

後藤徹委員

今回の補正予算における点検対象の小学校は何校、ゴールは何台になりますか。また、点検の実施及び完了までのスケジュールをお願いします。

施設担当課長

小学校の点検は、全 8 校の体育館で実施する予定としております。対象台数は計 34 台でございます。スケジュールについては、本議会における補正予算の議決後、速やかに

	業務委託発注に係る事務手続を進め、委託期間については90日間を予定しております。
後藤徹委員	今回計上された79万2,000円は点検の費用としておりますが、点検の結果、修繕や交換が必要と判断された場合の対応、費用負担についての考えと、今後の定期的な点検、維持管理についてのお考えをお伺いします。
施設担当課長	小学校については、点検の結果、修繕等が必要と判断された場合、不具合の状況によって方法や予算について検討、協議し、適切に対応してまいります。今後、点検、維持管理については、各学校において日常点検を継続的に実施することで、施設の適正な維持管理に努めたいと考えております。 また、児童生徒の安全、安心な教育環境を確保するため、専門業者による定期点検の実施についても併せて検討してまいります。
佐藤委員	議案書は94ページ以下でございます。羽島市医師会准看護学校運営補助費について、県の補助額の増額理由についてお聞かせ願います。
健幸担当課長	県の補助額の増額の理由は、国の地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準単価の改定に合わせ、准看護師養成所1か所当たりの補助基準額を増額したことによるものです。
佐藤委員	それでは、過去5年以内の学生の定員充足率と、男女比率の推移についてお聞かせください。
健幸担当課長	過去5年以内の学生の定員充足率の推移については、令和3年度100%、令和4年度92.2%、令和5年度81.3%、令和6年度90.6%、令和7年度89.1%です。 次に、過去5年以内の男子学生の割合についてお答えします。令和3年度10.9%、令和4年度13.6%、令和5年度11.5%、令和6年度19.0%、令和7年度15.8%です。
佐藤委員	とある学校の事例で、こちらの学校のことはありませんが、温泉付きの女子寮があるものの、男性用の宿泊施設は学校として用意がないというところもあり、様々な課題がありました。こちらの学校についてということでは全く

	ありませんが、今回の補助金の増額によって、補助金を出している准看護学校で、男性がより活躍ができる状況になっていくとお考えでしょうか。
健幸担当課長	今回の増額に伴い、男性に限らず、学校で学ぶ学生が、将来看護分野で活躍できる一助となるものと考えております。
佐藤委員	今回の補助に関連して、准看護学校の視察などをなさっておりますでしょうか。
健幸担当課長	准看護学校に出向き、地域の看護人材育成などについて、意見交換を行うことがあります。
佐藤委員	補助金の増額による効果の見通し、また、補助金の増額についての学校側の感触についてお聞かせください。
健幸担当課長	補助金増額による効果として、設備、教材の更新や教員体制の安定化などにより教育の質の向上が見込まれ、入学者の確保や卒業後の地域医療への貢献が期待されます。補助金増額による学校側の感触は良好です。
佐藤委員	では、今後の准看護学校の方向性について、ご存じであれば教えていただけますでしょうか。
健幸担当課長	継続の方向性と伺っております。
藤川委員	議案書 98 ページの予防接種事業についてお尋ねをいたします。予防接種事業 639 万 7,000 円の補正となっておりますが、説明では高用量ワクチンが使用可能になったためとお聞きしました。 この高用量ワクチンについて、通常の高用量ワクチンとはどのような違いがあるのかについて説明をお願いします。
健幸担当課長	高用量ワクチンは通常の高用量ワクチンと比較して 4 倍の量の抗原を含んでいるため、通常よりも強い免疫応答を誘導することが可能なワクチンです。高用量ワクチンは高用量ワクチンと比較して、75 歳以上で発症予防効果が 24.8% 高く、入院予防効果も 12.2% 高いことが認められています。 また、安全性については、局所反応や筋肉痛、頭痛、発

	熱などの全身性の事象が高い傾向にありますが、軽度から中等度の一過性のものが多く、重篤な有害事象の反応は標準量のワクチンと同程度であるとされています。
藤川委員	このワクチンの接種に当たって、自己負担額は通常のワクチンと高用量ワクチンでそれぞれいくらとなりますでしょうか。
健幸担当課長	通常の高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担金は2,000 円、高用量インフルエンザ予防接種の自己負担金は3,500 円を予定しております。
豊島委員長	ほかに委員から質疑はありませんか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 57 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 57 号は原案のとおり可決することに決しました。ここで総務委員会所管課以外の方は退席していただいて結構です。 〔総務委員会所管課以外退席〕
豊島委員長	次に、議第 55 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
藤川委員	過去に本条例の適用を受けて助成の対象となった企業に関して、その企業が企業進出をする際に、雇用要件を満たすために、要件とされる従業員を常時雇用した企業はありますでしょうか。お聞かせください。
総合政策課長	本条例の奨励措置について、これまで7 社が対象となり

	ましたが、各企業において事業の展開に必要な人員を雇用されているものと認識しております。奨励措置を受ける事業者としての要件を満たすために、従業員を常時雇用したとのお話は伺っておりません。
豊島委員長	ほかに委員からご発言はありますか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 55 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 55 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、議第 56 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 56 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 56 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、議第 60 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

	〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 60 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 60 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、議第 61 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
後藤徹委員	詳細説明で、旧羽島市いきいき元気館解体工事における入札が、予定価格の 3 分の 2 を下回る低入札価格となったため、低入札価格審査委員会が開催され、ヒアリングの実施、審査の結果、設計図書の内容に適合した施工が可能と判断したとの説明がありました。具体的にどのような根拠をもって、解体工事の安全性や適切な廃棄処理が担保されると判断したのかについてお伺いします。
管財課長	今回の入札では、落札候補者が低入札価格で応札されました。本市では、入札価格が予定価格の 3 分の 2 を下回る場合、設計図書の内容に適合した施工の確保を目的に入札の執行を保留した上で、副市長と関係部長職で構成する低入札価格審査委員会を開催し、内容を調査することとしております。 その審査委員会において、落札候補者からヒアリングを行ったところ、当該事業者からは、現在契約している受注工事が限られているため解体工事に人員を投入する体制が整っていること、事業者が有する手持ち機械類を適宜用いること及び下請事業者の協力があることで調達コストの削減及び工期短縮が可能であることから、低価格での入札となったとの説明を受けました。 当該事業者は当市に本店を置き、長きにわたり公共工事の施工実績がございます。また、低入札価格調査制度実施要領第 10 条に基づきまして、工事の指導監督を行う監理技

	術者を通常より 1 名多い 2 名専任で配置することを承諾されたことから、管理面からも内容に適合した施工がなされるものと判断いたしました。
豊島委員長	ほかにご発言のある委員はありませんか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 61 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、議第 61 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、請第 1 号を議題といたします。質疑の前に、請第 1 号について紹介議員の委員会出席の件をお諮りいたします。会議規則第 141 条の規定により、審査のため紹介議員の出席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	ご異議なしと認め、紹介議員の出席を求めることといたします。請第 1 号の紹介議員は席の移動をお願いいたします。 〔花村、川柳両議員、答弁席へ移動〕
豊島委員長	それでは、質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
佐藤委員	まず、この請願の 1 番の狙いについてですが、自衛官募集そのものをやめるということではなく、対象者情報の自衛隊への提供という手法を改めることにあると理解してよろしいでしょうか。

花村議員	ただいま佐藤委員のおっしゃるとおりでありまして、羽島市が公的機関としてその業務上知り得た情報を自衛隊に提供していることが問題であると認識しております。
佐藤委員	請願の趣旨では安全保障政策の変化への懸念が詳しく述べられておりますが、その上で、個人情報保護や若年者の権利といった側面も請願者として重視されていると受け止めてよろしいでしょうか。
花村議員	日本を取り巻く情勢が緊迫していることを記述いたしましたのは、羽島市の青年を、戦地に赴いたりする危険な任務に就くことがあり得る自衛隊に送りたくないという思いからであります。
佐藤委員	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書は、平成 16 年に日本について効力を生じましたが、当該議定書の関係での本請願の意味合いはどのようなものがありますでしょうか。
花村議員	この請願は、18 歳若しくは 22 歳に達する青年に、ある日突然自衛官募集のダイレクトメールが届くことを問題視しています。委員のおっしゃる武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書は、第 1 条で、締約国は 18 歳未満の国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するための全ての実行可能な措置をとるとしております。 年度内に 18 歳に達する青年にダイレクトメールを送ることから、18 歳未満の青年にも自衛官募集ダイレクトメールが届くという事実は、同選択議定書にも抵触する可能性があるかと認識しております。
豊島委員長	ほかにご発言のある委員はお見えですか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
佐藤委員	請第 1 号について、賛成の立場から討論いたします。 初めに申し上げておきたいのは、私は自衛官募集そのものを否定する立場にはないということです。請願者の自衛

隊に関するお考えに私が必ずしも与するものではありません。むしろ安全保障環境が厳しさを増す中、自衛官の確保はこれまで以上に重要な課題となっているものと認識しております。だからこそ、その課題は住民の理解と信頼に立脚した方法で行われるべきであり、その観点から現在の宛名ラベル提供という手法には見直すべき課題があると判断し、請願事項に賛成するものです。賛成の理由を3点に絞って申し上げます。

第1に、住民の個人情報をも本人への十分な説明や選択の機会がないまま外部機関へ提供する現在の仕組みは、個人情報保護と行政への信頼という観点から見直しが必要であるということでもあります。個人情報の取扱いは、住民にとって極めて繊細な事項です。本人の知らないうちに、自らの情報が自衛隊へ提供されているという事実は、住民に疑問や不安を抱かせかねません。そしてその不信は、ひいては自衛官募集そのものへの協力を得にくくする、すなわち募集の支障にもつながりかねないものです。募集の成果を上げるためにこそ、住民の理解と納得を前提とした方法へと改めるべきではないでしょうか。

第2に、本市には自衛官募集のための情報提供から除外を申し出る制度がなく、提供されたくないという住民の意思を表明する具体的な手段が用意されておられません。他の自治体では、こうした除外申出制度を設けている例が見られます。しかし本市では、そうした手続が整わないまま、対象となる年齢層の住民の宛名ラベルが一律に提供されております。住民が自らの情報の取扱いについて、意思を示す術がないまま提供が行われている現状は、手続として不十分と考えます。

ここで、宛名ラベルの提供は自衛隊法施行令第120条及び国の通知において適法に行われているものとの反論があるかと存じます。しかし、同法施行令第120条は資料の提出を求めることができるとするもので、自衛隊に提供を義務付けているものではないと考えております。提供に応じるか否か、応じるとした場合、どの方法によるかは自治体の裁量に委ねられております。すなわち、宛名ラベルの提供は適法であっても義務ではないのです。適法であることと行うべきであることとは別の問題であり、法が許容しているからといって、住民の同意なき情報提供を当然に続けてよいことにはならないのではないのでしょうか。

第3に、住民基本台帳情報を用いた郵便物による募集が、その負担に見合うだけの効果を上げているとも言い難いの

ではないかということです。参議院議員の質問主意書に対する令和5年12月1日付け政府答弁書によれば、自衛官等の募集があることを初めて知ったきっかけとして、地方協力本部の郵便物と答えた割合は、一般曹候補生でわずか1.4%、自衛官候補生でわずか1.3%にとどまっております。この数字が意味するところは、効果が少ないということ以上に負担と便益の不均衡であります。

市は、この1%台のきっかけを得るために、対象となる年齢層の住民の個人情報をも本人の同意なく外部機関へ提供しているものです。提供を受ける対象年齢層の住民のうち、自衛官募集につながるという意味での便益が及ぶのはごく一部にとどまる一方で、情報提供という負担はその年齢層の住民全てに及んでおります。この非対称的な構図こそが、現在のやり方を正当化しにくい理由であると考えます。

なお、この数字は最初に知ったきっかけを問うたものにすぎず、郵便物には応募を後押しする効果もあるはずだとの反論もあるかもしれません。しかし、仮にそうした想起や後押しの効果を認めるとしても、その役割は市の広報やSNS、学校や地域での説明といった他の手段によっても十分に担い得るものです。対象となる年齢層の住民の情報を外部機関へ提供してまで、郵便物にその役割を負わせなければならない必然性には疑問を感じます。

以上3点を申し上げました。これらを踏まえれば、自衛官募集そのものは必要であるとしても、住民基本台帳情報を自衛隊へ提供するという現在のやり方は改めるべきであると考えます。その際、仮に対象者への個別の送付が必要であるとしても、市が自ら送付の主体となり、自衛隊に宛名ラベルそのものは渡さない方法を検討するべきとも考えます。

問題の核心は自衛隊という外部の第三者へ情報を提供するといった点にあるのであって、市が住民の情報を保有し利用すること一般にあるものではありません。市の管理の下に情報をとどめる方式であれば、住民の不安にも応え得るはずです。

以上の理由から、本請願は採択すべきものであると考え、賛成の討論といたします。今後は住民の信頼を損なわない、より効果的な募集方法を検討するべきと考えます。

藤川委員

請第1号について、反対の立場で討論をいたします。

まず、自衛官募集事務については、これまでも自衛隊法第97条に、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるとこ

ろにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとあることから、地方自治体の法定受託事務として行われてきました。これが、羽島市がその事務を担う根拠となるわけです。

そして、個人情報の取扱いに関しましては、個人情報の保護に関する法律第 69 条において、行政機関が保有する個人情報の利用目的外利用や提供については原則禁止とされていますが、同条第 1 項において例外的に認められる場合が定められており、法令に基づいて地方自治体が自衛隊に対して情報提供を行うことはこの例外に当てはまります。

これは、自衛隊法施行令第 120 条に、防衛大臣は自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができるとの規定があるためです。

以上の理由から、個人情報保護法の観点からも法に違反すると見なすことはできませんし、この関係については現時点において違法であるという裁判所の判例もございません。

そして、自衛官の募集に関して私が最も大切に考えたいポイントは、この自衛官になるかならないかという選択は、現状、個人の自由意思に委ねられているという点です。自衛官の役割というのは、先ほどの討論にもございましたが、我が国の防衛にとって必須の存在でありまして、災害派遣や国際平和協力も行っている、崇高な使命を果たされている存在であります。そうした国家の防衛を担う役割を果たしている存在はどの国にも存在しまして、世界中の国々の中には、徴兵制という形でそうした役割を担う人材の確保を図っている国家も存在するわけです。我が国はそういう制度をとっておりません。自由意思によって、自衛官になるかならないかという判断が委ねられているということです。

この自衛官募集事務が万が一滞るようなことがあれば、我が国ももしかするとそういった徴兵制あるいは他国の行っているような募集の仕方を進めていくことになるのかもしれない。そうしたことから、私にとっては、現状、個人の自由意思に委ねられている現状がよいと思っております。

以上、私の主張をまとめますと、自衛官募集事務に係る対象者情報の提供については、現状において違法であるという裁判所の判断がなされていないこと、そして、個人の自由意思によって職業を選ぶことのできる現状が続いてほ

	しいこと、以上の理由から、請第 1 号自衛官募集に係る対象者情報、個人情報提供の中止を求める請願に反対いたします。
豊島委員長	ほかにご発言のある方はありませんか。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	討論を終わります。それでは採決を行います。請第 1 号は採択することに賛成の委員の挙手を願います。 〔挙手少数〕
豊島委員長	次に、不採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。 〔挙手多数〕
豊島委員長	不採択とすることに賛成の委員、多数でありました。よって、請第 1 号は不採択とすべきものと決しました。 以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして総務委員会を閉会いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。執行部、紹介議員及び傍聴人は退席していただいて結構です。 〔関係者以外退席〕 【委員会閉会＝午前 10 時 37 分】 【協議会開会＝午前 10 時 37 分】
豊島委員長	協議会を開催いたします。本日は 2 点ありまして、1 点は委員会活動計画書、もう 1 点は行政視察について協議をいたします。 まず、委員会の活動計画書については、タブレットには令和 7 年度から 2 年間の継続した計画書が掲示されておりまして、ご覧いただいていると思いますが、この中で前年度と委員構成が変わり、原委員と後藤徹委員の異動を反映しております。担当もそのように変更させていただいておりますが、委員構成や担当についてご意見がありましたらご発言をお願いいたします。後藤徹委員、防災担当ですがよろしいですか。

後藤徹委員	大丈夫です。
豊島委員長	委員会の活動計画書については、昨年度からの全体的な流れ、視察や市民との意見交換会、最終的なホームページでの公開などを記載しておりますが、ご覧いただいているとおり、まずはこの計画書のとおり公開をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	あくまで計画ですのでよろしくお願いいたします。それではご異議なしとさせていただきます。 次に、行政視察について協議をしたいと思います。昨日は日程や視察先について協議しました。日程は10月20日火曜日から10月22日木曜日までということで、先方への事務局からの打診等もしていただかなければなりませんので、この日程で決定いたします。 視察先のテーマについては、本委員会は防災とDXをメインとし、そのほか特色ある視察先も検討するという方向でした。防災につきましては、特に本市と災害支援の協定を結んでおり、大きな災害に見舞われた長野県須坂市を第一候補といたします。 DXについては、移動に無理のない範囲で長野、北陸方面の自治体で、先進的な取組を行っているところについて、既に事務局でも調査、検討していただいておりますので、今後、検討していきたいと思っております。 まずこの2点について、この方向で進めさせていただき、日程を含めて再度確認をさせていただきたいと思いますが、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。 〔発言する者なし〕
豊島委員長	それではこのように進めたいと思います。事務局、ここまででご発言はありますでしょうか。
議会総務課員	10月21日水曜日ですが、確認漏れがあり申し訳ございません。もしかしたらふれあい会館でのセミナーがあるかもしれないという情報が入りました。 毎年、基本的には全議員に参加していただいているので、日程の再考をお願いするか、総務委員は委員会視察を優先

	するのか、ご検討をお願いいたします。
豊島委員長	議員派遣の議決となる研修でしょうか。
議会総務課員	そうです。
佐藤委員	その研修についてですが、加入している市町村の議員全てが来ているわけでもないようにお見受けしております。もちろん参加することは非常に大切なことではありますが、それをもってこの委員会の視察の日程を変更するほどではないと考えます。
豊島委員長	ご意見ありがとうございます。過去に経験のある方はご存知かと思いますが、羽島市はふれあい会館での研修に参加しておりますが、自治体として来ておりますのは半分もない状況です。
議会総務課員	他の委員会の視察候補日が、10月13日から16日の週と、10月27日から29日までということで、10月でいいますと、この20日、21日、22日に行けないと、10月6日から9日までの週になるかと思います。ただし、この週ですと9月定例会が終わったばかりですので、受入が難しいという自治体も多いかと思います。それか11月にするか、ですね。
南谷清司委員	確認ですが、先ほどのセミナーというのは県の市町村研修センターの主催している研修会ですよ。
議会総務課員	そうです。市町村研修センターです。
南谷清司委員	市議会の団体が主催している研修会や、私たち自身が主催している研修会ではなく、半官半民の団体が主催している研修会という位置付けですね。分かりました。
議会事務局長	議員派遣についてですが、このセミナーは希望する議員が派遣される形になっております。中濃十市の研修会ですと全議員となっております。
豊島委員長	今、局長から明快なご説明がありました。10月、11月頃にいつも行われている中濃十市の研修は、義務に近い形で、自分たちが主催しており、全十市が持ち回りで参加します。

	このセミナーはまさに自主参加ということになります。
近藤委員	確認ですが、10月20日、21日、22日ですね。私はそれで問題ありません。よいと思います。
南谷清司委員	県の外郭団体が実施している研修会であり、議員にとっては自由参加という形の研修会です。総務委員会の視察も非常に重要な研修であり、ここで行かないと日程が非常に厳しくなるという状況ですので、どちらかを選べと言われれば、現状の20日、21日、22日での視察を選んだほうがよいと私は考えます。
佐藤委員	私も南谷清司委員と全く同様の見解でございます。
豊島委員長	それでは、先ほどのご発言にもありましたように、10月ということで皆様と決定しましたし、10月初め頃は9月議会の延長で、特に決算委員会や特別委員会が延びているところや、その事務整理などでお断りをいただいた例もありますので、できればこの日程で行けたらと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	では、この日程で事務局に進めていただきたいと思います。8月の視察はなしということでご理解いただきたいと思います。 次に、テーマとしては広い意味の防災関係とDX関係ということで、こちらもご了承いただいたと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
豊島委員長	もう1か所、重点テーマ以外で先進的な事例があればという話が昨日も出ておりましたが、ある委員からは図書館という意見もありました。ほかにも総務委員会に絡むことで、何かありましたらご発言をお願いいたします。
佐藤委員	私の理解とずれがあるかもしれませんので確認したいのですが、元々、サブテーマとして昨年度は男女共同参画の関係をやってきておりました。このサブテーマ自体は基本的に維持していくものという気もしていたのですが、どの

豊島委員長	ようになっているか教えていただければ助かります。 メインテーマは確定ですが、男女共同参画については確定ではないと解釈をしております。それに関連するものでもよいですが、総務委員会の所管は非常に幅が広いので。 突然のことですので、今回、日程や方面、視察テーマ、視察先案が出ましたので、もう一度事務局で精査していただき、皆様のご意見を伺いたいと思います。 先方との調整もありますし、事務局からも早めにということは聞いておりますので、30日に時間を取って、方向性だけでも詰められれば、やはり顔を突き合わせてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
南谷清司委員	大変結構なのですが、お願いが1点あります。あまり厳しい日程は組まないでいただきたいということで、事務局職員も同行しますので、できるだけ勤務時間内で収まるような日程でお願いできたらありがたいと思います。
豊島委員長	大変貴重なご提言です。私も賛成です。それでは、以上で協議会を終わりたいと思います。閉会いたします。長時間ありがとうございました。 【協議会閉会＝午前11時26分】